令和６年１２月尾三消防組合議会定例会提出議案一覧

議案番号	議　　案　　名
議案第 13 号	尾三消防組合行政不服審査会条例等の一部を改正する条例
議案第 14 号	令和６年度尾三消防組合一般会計補正予算（第２号）
議員提出議案第１号	尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

議案第１３号

尾三消防組合行政不服審査会条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２４日提出

尾三消防組合管理者　小　浮　正　典

説　明

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるからである。

尾三消防組合行政不服審査会条例等の一部を改正する条例

（尾三消防組合行政不服審査会条例の一部改正）

第１条　尾三消防組合行政不服審査会条例（平成２８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第２条　尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）の一部を次のように改正する。

附則第５項及び第６項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第３条　尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１９条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（尾三消防組合職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条　尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和４７年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第２０条の２第３号及び第４号、第２０条の３第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第２条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定

する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第３条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

新　旧　対　照　表

（第１条関係）尾三消防組合行政不服審査会条例（平成２８年条例第３号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合行政不服審査会条例 平成２８年３月２８日 条例第３号 （罰則） 第１２条　第６条（第９条第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	尾三消防組合行政不服審査会条例 平成２８年３月２８日 条例第３号 （罰則） 第１２条　第６条（第９条第４項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

（第２条関係）尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第１号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例 令和５年３月２７日 条例第１号 附　則 （経過措置） ３・４　（略） ５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	尾三消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例 令和５年３月２７日 条例第１号 附　則 （経過措置） ３・４　（略） ５　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役　又は100万円以下の罰金に処する。

（１）・（２）　（略） ６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	（１）・（２）　（略） ６　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

（第３条関係）尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成２７年条例第４号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成２７年１０月５日 条例第４号 （罰則） 第１９条　第５条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	尾三消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成２７年１０月５日 条例第４号 （罰則） 第１９条　第５条第３項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。

（第４条関係）尾三消防組合職員の給与に関する条例（昭和４７年条例第７号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和４７年１月７日 条例第７号 （期末手当） 第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め	尾三消防組合職員の給与に関する条例 昭和４７年１月７日 条例第７号 （期末手当） 第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め

た期末手当）は、支給しない。	た期末手当）は、支給しない。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　基準日１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	（３）　基準日１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮　以上の刑に処せられたもの
（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	（４）　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられたもの
第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	（１）　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮　以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
（２）　（略）	（２）　（略）
２　（略）	２　（略）
３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	（１）　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮　以上の刑に処せられなかった場合

新　旧　対　照　表

（２）・（３）　（略） ４～６　（略）	（２）・（３）　（略） ４～６　（略）

令　和　６　年　度

一般会計補正予算書

（第２号）

尾三消防組合

議案第１４号

令和６年度尾三消防組合一般会計補正予算（第２号）

令和６年度尾三消防組合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，７３６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，８２２，５０３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和６年１２月２４日提出

尾三消防組合管理者　小　浮　正　典

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
3. 国庫支出金		49, 175	6, 680	55, 855
	2. 国庫負担金	1	6, 680	6, 681
9. 諸収入		51, 825	56	51, 881
	1. 諸収入	51, 825	56	51, 881
歳入合計		4, 815, 767	6, 736	4, 822, 503

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補　正　額	計
2. 総務費		3, 489, 792	4, 096	3, 493, 888
	1. 総務管理費	3, 489, 621	4, 096	3, 493, 717
3. 消防費		1, 191, 362	2, 640	1, 194, 002
	1. 消防費	1, 191, 362	2, 640	1, 194, 002
歳出合計		4, 815, 767	6, 736	4, 822, 503

令　和　６　年　度

一般会計補正予算説明書

（第２号）

尾三消防組合

歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

1．総　括

歳　入

（単位：千円）

款	補正前の額	補　正　額	計
3.国庫支出金	49,175	6,680	55,855
9.諸収入	51,825	56	51,881
歳入合計	4,815,767	6,736	4,822,503

歳　出

款	補正前の額	補　正　額	計
2. 総務費	3, 489, 792	4, 096	3, 493, 888
3. 消防費	1, 191, 362	2, 640	1, 194, 002
歳出合計	4, 815, 767	6, 736	4, 822, 503

（単位：千円）

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
5,113	0	0	△1,017
1,567	0	0	1,073
6,680	0	0	56

２．歳　　入

（款）　3 国庫支出金　　（項）　2 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計
1 緊急消防援助隊活動費負担金	1	6,680	6,681
計	1	6,680	6,681

（款）　9 諸収入　　（項）　1 諸収入

1 諸収入	51,825	56	51,881
計	51,825	56	51,881

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 緊急消防援助隊活動費負担金	6,680	緊急消防援助隊活動費負担金 6,680

1 雑収入	56	救急車同乗実習生受入金 56

３．歳　　出

（款）　2 総務費　　（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 人事管理費	3,185,760	0	3,185,760	5,113			△5,113
4 財産管理費	265,283	4,096	269,379				4,096
計	3,489,621	4,096	3,493,717	5,113			△1,017

（款）　3 消防費　　（項）　1 消防費

1 消防費	558,271	2,640	560,911	1,567			1,073
計	1,191,362	2,640	1,194,002	1,567			1,073

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
24 積立金	4,096	財政調整基金積立金・利子積立金 4,096

10 需用費	2,640	職員被服費 2,640

議員提出議案第１号

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和６年１２月２４日提出

提出者

尾三消防組合議会議員　なかじま　和代

賛成者

尾三消防組合議会議員　青　木　けんじ

尾三消防組合議会議員　岡　島　ゆみこ

尾三消防組合議会議員　鵜　飼　貞　雄

尾三消防組合議会議員　伊　藤　真規子

尾三消防組合議会議員　山田　かずひこ

尾三消防組合議会議員　大　屋　よしお

尾三消防組合議会議員　福　安　淳　也

尾三消防組合議会議員　山　田　久　美

尾三消防組合議会議員　加藤　のぶひさ

尾三消防組合議会議員　中野　まさひろ

尾三消防組合議会議員　水　川　　淳

尾三消防組合議会議員　小　嶋　立　夫

尾三消防組合議会議員　塚　本　克　彦

尾三消防組合議会議員　渡　邊　郁　夫

説　明

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例を改正する必要があるからである。

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

新　旧　対　照　表

尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第５号）の一部を改正する条例

新	旧
尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例 令和５年３月２７日 条例第５号 第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。	尾三消防組合議会の個人情報の保護に関する条例 令和５年３月２７日 条例第５号 第５３条　職員若しくは職員であった者、第９条第２項若しくは第１５条第５項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、２年以下の懲役　又は１００万円以下の罰金に処する。 第５４条　前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。 第５５条　職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、１年以下の懲役　又は５０万円以下の罰金に処する。